

(参考1)

補助事業者各位

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局

「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の税務上の取扱いについて

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局にて実施しております「サービス等生産性向上IT導入支援事業」は国からの補助金を原資として、サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局から補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条及び所得税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、当該補助金の交付を受けた事業者においては、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には<sup>(※)</sup>、法人税法第42条及び所得税法第42条の規定を適用することが出来ます。

(※) サービス等生産性向上IT導入支援事業に係る補助金のうち、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条及び所得税法第42条の規定を適用することは出来ません。